

令和 7 年 11 月 13 日
(理事・評議員合同会議決定)

決議

全国市長会

目 次

物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議	1
人口減少への対応とデジタル社会の推進による新たな地方創生の実現に関する決議	4
都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議	7
能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議	11
国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議	17
東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議	22
参議院議員選挙制度改革に関する決議	27

物価高騰等を踏まえた 地域経済対策の充実強化に関する決議

現下の日本経済は緩やかに回復しているが、物価高騰の長期化や人手不足、更に米国の関税措置等によって、住民生活や地域経済は厳しい状況に置かれている。

このため、住民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、賃金と物価の好循環の実現に向けて、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を進める必要がある。

都市自治体においては、これまでも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、地域の実情に応じたきめ細かな物価高対策や中小企業等の稼ぐ力の強化に取り組んできたところであるが、今後も国と地方の連携の下、切れ目ない対策が求められる。

国においては、物価高から国民の暮らしを守り、日本経済の強さを取り戻すための経済政策を策定することとしているところであるが、地域経済を守り、好循環を確実にするため、下記事項について、機動的かつ万全な措置を講じられたい。

記

1. 総合的な物価高・地域経済対策

物価高への対応や地域経済の強い成長の実現に向けた施策等を内容とする新たな経済対策を策定し、一日も早く住民生活や地域経済にその効果が行きわたるよう、補正予算の早期成立を求めるとともに、令和8年度予算編成においても物価高騰等を踏まえた対策を講じること。

2. 物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるように、今後の経済状況や米国の関税措置による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

特に、「重点支援地方交付金」など地方に対する交付金については、賃金や調

達価格の上昇分を適切に反映するなど必要な総額を確保し、都市自治体が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。

3. 持続的な賃上げの実現に向けた取組

中小企業等が自発的かつ持続的に賃上げができるよう、生産性向上や適切な価格転嫁の実現に向けた取引適正化対策を講じるなど、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた原資確保に係る支援措置を講じること。

4. 物価高騰を踏まえた医療機関、介護・障害福祉サービス事業者等への財政支援

- (1) 医療、介護、障害福祉サービス等の公定価格の分野は、物価高騰や賃上げ等の社会経済情勢に応じて適時価格転嫁できず、極めて危機的な経営状況に直面しており、地域医療を支える公立・公的病院等、大学病院や診療所、また、介護、障害福祉、保育等の各事業者が、地域における社会保障サービスの提供体制を確保できるよう、国において緊急に十分な財政支援を講じること。
- (2) 公立病院・公的病院等については、緊急的な財政支援に加え、病院事業への繰出金等に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 希望するすべての医療機関に医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）に係る給付金が支給されるよう、十分な財源を確保すること。

5. エネルギー価格高騰対策の継続・強化

電力、ガス等のエネルギー価格の高騰が長期化する中、生活者や事業者の負担緩和や省エネの取組への支援など、物価動向に応じた機動的な対策を講じること。

6. 農林水産業への支援

- (1) 米の市場価格適正化に向けた対策を継続的に講じるとともに、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮した実効性のある対策を講じること。

- (2) 肥料・飼料・燃料をはじめとする農業生産資材等の価格が高止まりする中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。

7. 米国の関税措置への対策の強化

- (1) 米国の関税措置については、日米間の合意により、先行きの不透明感は緩和されたとはいえ、地域経済への影響の不安や懸念は根強く残っていることから、今後も米国の政策動向を注視し、万全の対策を講じるとともに、機会を捉えて、関税措置の見直しを粘り強く求めること。
- (2) 中小企業等の資金繰りに支障が生じないよう支援するとともに、関税措置による影響を十分に精査し、金利引下げ措置の対象拡大など、必要に応じて更なる支援策を講じること。その際、支援を受ける事業者の申請手続きに係る事務負担に十分配慮すること。
- (3) 雇用調整助成金については、賃金上昇を踏まえて上限額を引き上げるとともに、適用要件の緩和など迅速な支援を受けられる措置を講じること。
- (4) 今般の関税措置による影響を理由に、発注事業者が一方的に価格決定を行うなど、中小受注事業者の利益を不当に害することがないよう指導を徹底すること。
- (5) 農林漁業者や食品事業者等に対して、輸出先の規制・ニーズに対応した生産体系への転換、事業の多角化や販路確保等を強力に支援すること。
- また、国民への食料の安定供給を確保するためには、現場の生産者が将来にわたり安心して経営を継続できる環境整備が必要不可欠であることから、農林漁業者等に及ぼす影響を十分に勘案し、経営意欲を削ぐことのない具体的な対策を講じること。

以上決議する。

令和7年11月13日

全　国　市　長　会

人口減少への対応とデジタル社会の推進による 新たな地方創生の実現に関する決議

我が国において、想定を超えるペースで進む人口減少と出生数・出生率の低下は、担い手不足の急速な進行を招き、インフラや公共交通、買物、医療・福祉など日常生活に不可欠なサービスの維持等の課題を生じさせ、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

都市自治体の多様な取組にもかかわらず歯止めがかかる人口減少や若年層の流出、高齢化の進行による地域社会の脆弱化など、地方の置かれている状況は極めて厳しく、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、公共サービス等を維持・強化するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル技術を活用した効率化と利便性向上に取り組むことが必要である。特に、デジタル社会形成の司令塔を担う国の役割は極めて重要であり、様々な施策実施や課題解決を現場や自治体任せにすることなく、地域の実情や懸念に真摯に寄り添った対応が求められる。

あわせて、教育分野におけるG I G Aスクール構想の推進をはじめ、デジタル化の進展を支える人材育成・確保についても、引き続き、積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような中、政府は、地方創生2.0基本構想で示した方針を踏まえた総合戦略を令和7年中に策定するとしている。

今こそ地方の直面する状況を打破し、持続可能な活力ある社会の構築に向け、この国の在り方を変革する大きな流れを作り出していく好機であり、地方創生の歩みを止めることなく、人口減少、東京一極集中の是正などに向けた総合戦略に基づき、各種取組を着実に推進することが必要である。

（人口減少への対応による新たな地方創生の実現）

総合戦略の策定に当たっては、若者や女性にも選ばれる地方、安心して暮らせる地方、都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会づくりなどに向け、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備・支援、魅力ある職場づくり、地方への新たな人の流れの創出、思い切った企業の地方移転の推進、若者にとって魅力的な地方大学の創出、地域資源を活用した高付加価値型の産業等の創出など、これまでにないような大胆な政策を打ち出し、国と地方の役割分担のもと、都市自治体の自主的・主体的な取組を強力に支援すること。

（デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現）

デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における

様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方におけるデジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

また、地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、移行経費について、令和7年度末までの移行期限に向けて準備に邁進してきた都市自治体が、事業を完了することができるよう、速やかに全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。

あわせて、「特定移行支援システム」については、引き続き、都市自治体の推進体制や進捗状況も踏まえ、適切な認定や必要な支援を行うとともに、令和7年度までに移行するシステムと同様、移行に必要な経費については、全額国庫補助金により確実に措置すること。

さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づく取組を進めるとともに、国が主体となって関係者との協議を更に実施し、より低廉な料金設定を実現し、また為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストを上回る負担額が生じないよう財政措置を確実に講じること。

加えて、国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

(新たな地方創生の実現に向けた財源の充実)

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その確保を図ること。

また、デジタル活用推進事業債についても、国庫補助事業の地方負担額に対する地方財政措置を講じること。

さらに、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

(外国人の受入れ・共生に向けた環境整備)

地方創生の観点も踏まえ、育成就労制度及び特定技能制度については、外国人が地域に根差し、地域の産業振興や持続的発展につながる制度運用とすること。特に、育成就労制度については、転籍が可能となることにより、都市部や大企業に人材が集中することが懸念されるため、各種対策について具体的に提示すること。

さらに、地域の実情を踏まえた受入れ体制が構築できるよう、国と監理支援機関との連携を図り、外国人の受入れに係る情報等を早期に地方自治体と共有する制度を構築すること。

また、日本語教室の開催、相談窓口の設置や多言語化など、地方自治体等が行っている様々な取組について、国として多文化共生を推進する施策と位置付けたうえで、財政措置を含む支援策の拡充・強化を図ること。

これらの外国人の秩序ある受入れ・共生に関する施策を実現するために、国において司令塔機能を強化し、主体的に取り組むこと。

(地域公共交通の再構築)

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、オンデマンド型バスの運行をはじめとした地域公共交通の維持・確保及び利便増進等やネットワークの再構築、運転手の人材確保に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

特に、ローカル鉄道の再構築については、まずは国が全国的な鉄道ネットワークの維持に関する考え方を示し、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、主体的に関与・調整すること。

あわせて、JRを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう、経営安定基金の機能の一層の強化や、運行経費の支援など積極的な対策を講じること。

加えて、再構築に関する仕組みが改正地域交通法によって創設されていることから、鉄道事業法における事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよう、国として対応を図ること。

以上決議する。

令和7年11月13日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は緩やかに回復しているが、物価上昇の継続や米国の通商政策の影響等が景気を下押しするリスクとなっており、今後的地方財政を取り巻く環境が厳しいものになることも想定される。

もとより、今日の地方財政は、地方創生への取組をはじめ、こども・子育て政策の強化等による人口減少対策、物価高騰への対応、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、インフラ・公共施設等の老朽化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して都市自治体の果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加の一途にあることから、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化、地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（地方一般財源総額の確保）

社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応など、避け難い歳出の増加が見込まれる中、都市自治体が地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化等の重要課題や発注における適切な価格転嫁に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、単独事業を含め、これらに必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額確保すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

さらに、地方債についても必要な総額を確保するとともに、各種課題を踏まえ、要件の緩和や拡充等の見直しを行うこと。

（令和7年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保）

令和7年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、会計年度任用職員分を含め、必要な一般財源を確保すること。

(地方交付税の算定の充実)

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

(固定資産税の確保)

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

(自動車関係諸税の確保)

軽自動車税をはじめとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことにかんがみ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しを行うに当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、将来世代の負担にも十分配慮のうえ、責任ある議論を丁寧に進め、国・地方を通じた安定的な財源を確保すること。

(個人所得課税の見直しに当たっての対応)

所得税・個人住民税の基礎控除をはじめとする各種控除等の見直しについては、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すること。

(地方分権改革の推進)

都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合

的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

また、都市自治体からのデジタル化に関する提案については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、提案を積極的に実現すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等については、策定を義務付けず、「努力義務規定」や「できる規定」としていても、これを財政支援等の要件としていることなど、計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

(国庫補助金等の補助単価等の適正化)

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。

特に、補助単価等については超過負担が生じないよう、現下の資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえた見直しを行い、必要な予算額を確保すること。

(こども・子育て政策の強化)

「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとすること。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国の責任により、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

さらに、物価高騰等の現下の社会経済情勢が、公定価格で運営されている保育施設等の経営に甚大な影響を及ぼしているため、緊急に十分な財政支援を行

うこと。

加えて、こども誰でも通園制度の本格実施をはじめ保育等の充実が求められており、他業種と比較して低水準である保育従事者等の給与の見直しを含む更なる処遇改善を図るなど、保育等の担い手の確保等に対する必要な措置を講じること。

「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」については、受け入れに必要となる施設や担い手の確保、支援に係る費用負担等の課題を含めた地域の実情を十分に踏まえ検討すること。

(学校給食無償化)

いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、学校給食が多種多様な形で展開している実情や、児童・生徒間の公平性の担保、学校給食の質の維持などの課題を踏まえて十分に検討を行い、全国どこの自治体においても格差なく円滑かつ確実に取り組めるよう、保護者が負担している学校給食費について自治体に転嫁することなく、全額国費で負担するよう学校給食法に規定すること。

また、都市自治体の明年度予算編成も既に始まっており、制度設計や工程等については、早期に内容を明らかにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

以上決議する。

令和7年11月13日

全 国 市 長 会

能登半島地震及び豪雨災害からの 復旧・復興に関する決議

令和6年能登半島地震の発生から1年10か月が経過し、被災自治体の懸命な取組をはじめ、国や県、全国各地からの支援により、インフラの復旧、被災家屋の公費解体、災害公営住宅の整備など、復旧から復興に向けた動きが進展している。

しかしながら、本格的な復旧・復興は、昨年9月に発生した奥能登地域への豪雨災害などによる複合的な被害のほか、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等により、長期化が懸念されており、被災地の人々にとって依然、不安な状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。

よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

さらに、我が国では、その自然条件から、全国各地で地震災害や様々な自然災害が起こり得ることを踏まえ、第1次国土強靭化実施中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靭化等の対策が継続して着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するようあわせて要請する。

記

1. 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

(1) 大規模な被害により被災地支援や被災者の避難に多大な支障を生じている幹線道路及び生活道路・橋梁・トンネル等の公共土木施設の早期復旧・復興のため、権限代行などの支援のほか、全面的な財政支援措置を講じること。

(2) 上水道及び浄化槽の早期復旧を図るため、復旧工事等を担う技術者や施

工事業者等の確保に対する支援など、各被災自治体への支援を強化すること。

(3) 地盤隆起等によって甚大な被害を受けた漁港の本格的な復旧には、専門的な知識を要することから、国において必要な技術的な支援と財政支援を講じること。

2. 液状化被害地域の復旧

(1) 広範な液状化被害地域の早期復旧を図るとともに、再液状化を防止するため、国において必要な技術的支援及び財政支援を講じること。

(2) 側方流動など、液状化被害により大きく移動した土地境界の再画定を進めるため、土地境界再確定加速化プランに基づく地籍調査事業に係る人的支援を講じるとともに、被災自治体の財政負担軽減に配慮すること。

3. 被災者の生活支援

(1) 被災者生活再建支援金について、「半壊」「準半壊」「一部損壊」世帯への対象の拡大など、被災者の実態に鑑み、財政措置の充実を図るとともに、加算支援金の申請期限を延長すること。また、地域福祉推進支援臨時特例交付金について、交付対象地域を拡大すること。

(2) 被災地における各種検（健）診や予防接種について、国の直轄事業化を図ること。

(3) 被災者見守り・相談支援等事業の国庫補助率について、発災後4年目以降も地方負担が生じることがないよう支援を継続すること。

(4) 被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置について、被災年度後2年度分とされている特例措置適用期間を延長すること。

4. 専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

(1) 応援職員を派遣する自治体や被災自治体の負担を軽減するため、災害対策本部運営支援や家屋調査など、災害救助法の対象外となる職員の短期派遣に係る経費のほか、中長期の派遣職員の受入れに要する経費に対し全額特別交付税措置を講じること。

(2) 農地・農業用施設の災害復旧に係る設計書作成等の支援のため、長期にわたる技術職員を派遣すること。

- (3) 住宅建築及び都市基盤整備において必要となる埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること。

5. 被災児童・生徒等の支援

精神的に不安定な児童・生徒等に対する心のケアなどにより教職員が業務過多となっていることから、教員の加配措置をはじめ、心のケア担当職員やスクールカウンセラーの派遣を継続、拡充すること。

また、震災前とは異なる環境である中で、学校がすべての子どもの居場所となるよう、学級運営の課題解決を支援する体制を整備すること。

加えて、発達支援に携わる専門職を派遣し、発達に特性のある児童・生徒や保護者の負担の軽減を図ること。

6. 災害廃棄物の処理支援

- (1) 震災及び豪雨で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、ごみ処理施設・し尿処理施設の復旧をはじめ、仮置場の運営や災害廃棄物の輸送などに対し、必要な支援を講じるとともに、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。
- (2) 建物の公費解体については、解体までに時間を要する建物が多数あるため、令和8年度以降についても引き続き必要な財政支援措置を講じること。

7. 災害復旧・復興に向けた支援

- (1) 震災からの復旧・復興には長い時間と多額の経費が見込まれることから、被災地の復旧・復興等に要する経費について、速やかなる生活基盤の回復に向けての支援と中長期の財源確保ができるよう地方財政措置の拡充及び継続を図ること。
- (2) 大規模災害により被災した公共施設等災害復旧に対する一般単独災害復旧事業債の交付税措置率を補助災害復旧事業債並みに拡充すること。
- (3) 人件費・資材価格の高騰等により、災害復旧事業に係る国の示す基準に基づく積算額と実態とが乖離し、入札の不調等が頻発していることから、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため、実態に基づいた間接費の割り増しや積算基準の見直し等、必要な措置を講じること。
- (4) 小中学校施設の災害復旧事業について、現在地での原形復旧が原則とな

るが、児童生徒数の減少に応じ、新たな場所での再整備を可能とするなど、被災地の社会的情勢に応じた柔軟な運用とし、被災自治体の財政負担の軽減を図ること。

- (5) 消防・防災関係施設や社会教育施設の迅速な復旧のため、補助率の嵩上げを行うとともに、機能向上を含んだ復旧が行なえるよう、補助の対象を拡大すること。
- (6) 児童福祉施設等の学校教育部分のみが補助対象となる借用土地等災害復旧事業について、保育部分を対象に追加し、施設設置者の経済的負担を軽減すること。
- (7) 住民の避難等により受診患者が激減している被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、十分な財政措置を講じること。
- (8) 近年の気候変動により、想定を上回る降雨を伴う線状降水帯が頻発し、災害が激甚化していることを踏まえ、災害復旧に係る経費のほか、予防保全的に行う土砂災害対策及び治水対策等に対する財政措置を充実すること。
- (9) 公共下水道区域の見直し等により、下水道を廃止し、個別処理の浄化槽で復旧する場合においては、下水道による復旧と同等の財政措置を講じること。
- (10) 被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営安定等を図るため、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。

8. 避難者の受入を行う自治体等への支援

- (1) 住み慣れた地域を離れて仮設住宅等に入居している被災者の健康状況の確認や福祉的サポート体制を充実するため、居住自治体に対する人材派遣及び財政措置等を継続すること。
- (2) 広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、平時から人的支援体制の構築と財政支援の拡充を図ること。

9. 商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

- (1) なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を強化し、負担を軽減するとともに、新店舗や仮店舗への一時移転費用、間接被害事業者

への支援、飲食業界への支援など、支援策の拡充を図るとともに、長期的な財政支援措置を講じること。

- (2) なりわい再建支援補助金について、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- (3) 被災した企業の人材確保対策を支援するための措置を講じること。
- (4) 農林漁業施設や農地等の災害復旧事業の早期の事業完了に向けて、財政支援・人的支援を講じるとともに、事業継続に意欲のあるすべての農林漁業者に支援が行き渡るよう、農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）の申請受付期間を延長し、また、同交付金についても継続するなど、長期的な財政支援措置を講じること。

10. 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

- (1) 被災した宿泊施設の事業再開に向け、海岸護岸を含むインフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。
- (2) 被災地域にある観光施設の復興及び経営の安定化、地域の祭りやイベントの再開に向け、自治体等が行う取組を支援すること。
- (3) 北陸への観光旅行の需要を回復させるため、旅行支援施策等を継続的に実施すること。
- (4) 間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11. 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

- (1) 震災及び豪雨により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図ること。
- (2) 存続の危機に直面している「輪島塗」と「輪島の海女漁の技術（伝統的漁撈文化）」の卓越性を広く発信し、ユネスコ無形文化遺産の登録を支援すること。また、「輪島塗」の後継者の確保や原材料及び商品の保管施設の整備を支援するとともに、輪島の海女漁の再開に向けた漁場清掃、漁場環境調査、海藻養殖事業等の取組に対し、新たな支援制度を確立すること。
- (3) 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）のうち用具等整備事業に係る補助対象経費の上限撤廃について、令和8年度以降も継

続すること。

12. 今後の防災対策

- (1) 防災力の向上のため、緊急物資の備蓄倉庫を兼ね備えた防災拠点施設を整備するとともに、今後整備や更新が必要となる消防関係の施設・設備、避難所や備蓄倉庫、備蓄物資などを対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、国による弾力的かつ全面的な財政支援措置を講じること。
- (2) 災害時の孤立状態を回避するため、高規格幹線道路の整備を促進すること。

以上決議する。

令和 7 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。昨年も能登半島地震が発生し、被災自治体では懸命な復旧・復興が進められているが、今後も中長期的な取組が続くことが見込まれる。また、全国各地で発生した大雨被害により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されるとともに、本年9月には今後30年以内における南海トラフ地震の発生確率が見直されるなど、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靭化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和7年6月に「第1次国土強靭化実施中期計画」が閣議決定され、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。

さらに、「防災立国」を実現するため、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討も進められている。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

(1) 令和6年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「第1次国土強靭化実施中期計画」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

特に、同中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理や

ライフラインの強靭化等の対策が継続して着実に実施できるよう必要な予算・財源を、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映させたうえで通常予算とは別枠で確保すること。

(2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確保するなど、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に係る直轄事業負担金及び補助事業費等を対象としている防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債について、「第1次国土強靭化実施中期計画」においても同様に取り扱うとともに、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き、防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、制度の継続とともに対象事業を拡大する等の地方財政措置の一層の拡充を図ること。

(3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

今後、橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設をはじめとしたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、都市自治体が態様に見合った、点検及び維持管理・更新を持続的に実施できるよう、広域連携やDX技術の活用に取り組むとともに、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

特に、上下水道については、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靭化を図ること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

(1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十

分配慮のうえ、「国土強靭化基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

また、本年7月に変更された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、被害軽減に向けた対策を強化すること。

- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門など津波等による災害を防止し、又は軽減するための施設を早期に整備するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

- (3) 土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

- (4) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃料供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靭化を図ること。

- (5) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に当たっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。
- (2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。
- (3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、T E C – F O R C E 等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和8年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。
- (4) 令和6年度補正予算で措置された新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）について、避難所の生活環境の抜本的な改善に資する資機材等を計画的に整備できるよう今後も継続すること。
- (5) 防災庁の設置に向けた検討に当たっては、早期に国の専門部隊を派遣するなど、国全体で総合的な災害対応力を発揮するための司令塔機能を強化するとともに、これまでの災害発生時における現場業務についての国と自治体の役割分担を十分検証し、災害対応力の強化に向けて、その最適化を図ること。

また、市町村は発災直後の緊急性の高い物資等の支援を中心に行い、避難所の生活環境を改善するためのトイレカーなど大型資機材については国や都道府県において調達・確保し、災害時に被災自治体にプッシュ型で貸与するなど、備蓄体制の整備について自治体の備蓄状況を考慮して総合的に検討し、方針を示すこと。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

- (2) 被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

7. 避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和 7 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 14 年が経過し、被災自治体においては復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいるものの、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、令和 7 年 8 月現在で、福島県民だけでも約 2 万 4 千人の方々が避難を余儀なくされており、さらには放射線被ばくによる健康被害への不安、風評による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

令和 8 年度からの第 3 期復興・創生期間においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、「ALPS 处理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、令和 5 年 8 月 24 日から ALPS 处理水の海洋放出を行っているが、引き続き、処理水の海洋放出による水産業等への影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。

2. 復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

(2) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、第3期復興・創生期間においては、原子力被災地域の実情に応じたきめ細やかな施策の実現に向け、復興の各段階によって生じる施設やサービスの再構築等に対応できるよう、十分な体制を整備するほか、柔軟な制度の運用や見直し、新たな支援制度の創設等に加え、必要な財政支援を講じること。特に、原子力被災自治体が連携し一体となって復興・再生に向けた取組を行っている中で、これら被災自治体の実情を踏まえ、避難解除の時期などにより差を付けることなく支援を行うこと。

(3) 除去土壌の県外最終処分については、国全体の課題、国の責任として国民の理解を求め、取組を加速化させるとともに、復興再生利用について検討を進めること。

(4) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

(5) 仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。

(6) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

なお、令和6年9月に燃料デブリの試験的取り出しが開始されたことにより、廃炉作業に係る中長期ロードマップの最終段階である第3期に入ったが、本格的な燃料デブリの取り出しに当たっては、その実施に伴う安全

対策等、多くの課題を抱えていることから、東京電力や関係機関と緊密に連携しながら、中長期ロードマップの改訂等も含め、廃炉完了に向けての具体的な工程等について、スピード感を持って検討を進めること。

(7) A L P S 処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやA L P S 処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「A L P S 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進めること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

(8) A L P S 処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。

(9) A L P S 処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、A L P S 処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

(10) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続するとともに、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。また、東京電力の「福島復興本社」の体制強化はもとより、相談体制を十分に確保させ、誠意ある対応をこれまで以上に徹底させること。

- (11) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。
- (12) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。
- (13) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。
- (14) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する医療・福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保、初期救急医療体制の再構築や二次救急医療機関への負担軽減に係る財政措置など必要な支援策を講じること。
- (15) A L P S 処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種 P R 事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

4. 原子力災害からの復興・再生について

- (1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- (4) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援

を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

加えて、第3期復興・創生期間においても取組を一層加速化させるため、十分な財源を確保すること。

- (5) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた产学研との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構の体制強化、予算の確保を図ること。
- (6) 被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。
- (7) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めるとともに、遺伝性影響のリスクの詳細な調査分析を行ったうえで、福島第一原子力発電事故での放射線被ばくと次世代以降の健康影響に因果関係がないことを科学的エビデンスに基づき情報発信すること。

5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不斷の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所を運営する事業者に対し、国が前面に立ち、地域住民から信頼される運営体制を構築するとともに、原子力発電所の安全対策と防災対策の一層の向上のため、原子力規制委員会による監視と指導を徹底的に行うこと。

以上決議する。

令和7年11月13日

全　国　市　長　会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

我が国においては、人口減少問題に対応し、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生などへの取組は、従来に増して喫緊の課題となっており、今こそ地方の活性化を図るためにには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和7年7月に行われた合区による4度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が3回連続で全国最低の投票率 50.48%を記録し、合区導入前は全国上位だった鳥取県の投票率が全国平均を大きく下回る結果となるなど、合区の導入は、投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、令和元年より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和7年11月13日

全 国 市 長 会